

# 交通安全情報No.38

ストップ・ザ・交通事故

令和3年7月26日  
警察本部交通部  
交通総合対策センター

## 自転車乗車時の交通事故防止

夜間においては、ライトの点灯はもとより、

# 反射器材を装着しましょう！

※ 道路交通法で夜間は前方のライトを点灯すること、後方のライトを点灯又は反射器材を装着することが規定されているほか、北海道自転車条例で夜間においては自転車の側面に反射器材を装着するよう努めなければならないとされています。

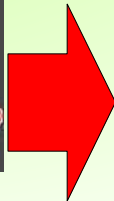


自転車のライトや反射器材だけでは目立たないので、

事故防止のため、自転車に乗車する方自身も反射材用品を着用してください！



これだとあまり目立たないので



歩くときも活用しましょう！

自転車乗車時は、交通ルールを守ることはもとより、

# 乗車用ヘルメットを着用しましょう！

※ 北海道自転車条例で自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないとされています。



## 各事業所においても交通事故防止に努めてください！

「北海道自転車条例」

第8条（事業者の役割）

第2項 事業者は、その事業活動において従業員その他の者に自転車を利用させるときは、自転車関係法令を遵守させるとともに、乗車用ヘルメットの着用を推奨するものとする。